指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称:北九州市立大手町練習場

所在地:小倉北区大手町11番4号(大手町ビル内)

施設内容:①施設概要 練習室11室(大1、中2、小8)、会議室3室、

録音録画室、事務室

②事業内容 演劇、音楽その他の利用に供することにより市民文

化の向上に資する。

(2) 指定期間

令和7年4月1日~令和12年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称:公益財団法人北九州市芸術文化振興財団

所在地:小倉北区室町一丁目1番1号(リバーウォーク北九州内)

主な業務内容:芸術文化の振興に関する事業

芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する事業

北九州市から受託した芸術文化事業

北九州市から指定管理者の指定を受けた文化施設等の管理

運営事業

埋蔵文化財発掘調査事業など

2 指定の経緯

令和6年 8月16日 募集要項配布

令和6年 9月25日 募集締め切り

令和6年10月4日 指定管理者検討会の開催

令和6年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

・法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)

- ・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が 発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申 請意向届出書を提出していること。)
- ・共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加:2団体

応募件数 : 1 団体(公益財団法人 北九州市芸術文化振興財団)

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[利 用 者] 井上 美奈子 (NPO法人 北九州子ども劇場事務局長)
- ・[学識経験者] 井端 豊実 (九州吹奏楽連盟理事長)
- ・[公認会計士] 小竹 エリナ (小竹エリナ公認会計士事務所公認会計士)
- ・[学識経験者] 小林 文子 (福岡県公立文化施設協議会会長)
- ・[利 用 者] 和田 正人 (北九州文化連盟専務理事)

5 選定基準

選定基準(=審査項目)及びポイント

1 指定管理者としての適性

- (1) 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針
 - ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。
- (2) 安定的な人的基盤や財政基盤
 - ① 長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
- (3) 実績や経験など
- ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
- ② 応募団体が施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
- ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確にな

っているか。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】

- (1)施設の設置目的の達成に向けた取組み
 - ① 施設の管理運営(指定管理業務)に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、 施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
 - ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
 - ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
 - ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
- (2) 利用者の満足度
 - ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
 - ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
 - ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
 - ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
 - ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

【効率性】

- (3) 指定管理料及び収入
 - ① 指定管理業務に係る費用(指定管理料)が最小限に抑えられているか。
 - ② 収入が最大限確保される提案であるか。
 - ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
- (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
- ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
- ② 経費の配分は適切であるか。
- ③ 積算根拠は明確であるか。
- ④ 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】

- (5)管理運営体制など
- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
- (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
 - ① 施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。
 - ② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
 - ③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
 - ④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
 - ⑤ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
- (7) 社会貢献・地域貢献
- ① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。

- ② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
- ③ SDGSの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
- ④ 地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
- ⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
- ⑥ 市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている(市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している)
4	80%	優れている(市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している)
3	60%	普通(市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している)
2	40%	多少不十分である(市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい)
1	20%	不十分である(市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい)
0	0%	劣っている (能力がほとんどなく、任せることに不安がある)

6 審査結果

(1)評価レベル及び得点

団体名	選定基準(=審査項目)	配点	評価レベル						
	及びポイント		構成員					検討会	得点
	及びボインド		Α	В	С	D	Ε	審査結果	
公団北市文興財人州術振団	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	3	3	5	4	5	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	3	3	5	4	5	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	4	5	4	5	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	15	3	3	4	4	4	4	12
	(2) 利用者の満足度	10	3	4	5	4	5	4	8
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	30	3	3	5	3	4	4	24
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	3	3	5	3	4	4	8
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	3	3	5	3	5	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	3	3	5	3	5	4	8
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	3	4	4	3	5	4	8
	合 計	110	67	71	105	74	99		88
	地元団体に対する優遇措置 (5 点)								

(2)検討会における主な意見

- ・評価項目となっている「有効性」のうち、利用者満足度については、アンケートの結果で満足度95%を達成しており、「社会貢献」部分では、シルバー人材センターを通して市内の雇用、高齢者の雇用に努めるとのことで、通常より評価が高いと考えている。
- ・インターネットを活用した予約受付や定期利用制度の運用、キャッシュレス 決済の導入等、利用者の利便性を高める工夫をしていることは評価できる。
- ・スタッフのコミュニケーションが非常に迅速であり、評価している。
- ・大手町練習場に関しては、市民会館等と異なり、練習室の管理運営が中心の 業務であることから、受付時のスタッフの対応や練習場の設備が充実してい るか等の判断材料しかないので、その点が利用者にとってポイントになる。
- ・予約方法等については、今のやり方がベストなのかどうか検証してほしい。

(3)検討会における検討結果

・「指定管理者としての適性」(施設の管理運営に対する理念・基本方針、安定 的な人的基盤や財政基盤、実績や経験など)が安定しており、また、これま での管理運営の実績も評価できることから、公益財団法人 北九州市芸術文化 振興財団が指定管理者として相応しいと判断する。

なお、予約方法等の検証も含め、さらに利用しやすい施設となるよう工夫することとの所見を付する。

検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、公益財団法人 北九州市芸術文化振興財団を指定管理者候補に選定しました。

(1)選定された団体の主な提案内容 別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・安定的な管理運営が可能な人的基盤、財政基盤を有している。
- ・平成7年度以降、長期間にわたり大手町練習場の管理運営に対応しており、 その豊富な経験と実績があること、また、北九州芸術劇場及び北九州市立響 ホールの指定管理者でもあることから、利用者調整等スムーズに対応でき、 今後も円滑な管理運営が期待できる。

8 提案額

令和 7年度: 23, 955千円 令和 8年度: 23, 955千円 令和 9年度: 23, 955千円 令和10年度: 23, 955千円 令和11年度: 23, 955千円